

第6章 重要水防箇所及び水防活動

第1節 重要水防箇所評定基準（案）

1 国土交通省所管の河川に係る分（重要水防箇所評定基準(案)）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上に確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎基盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2 青森県所管の河川に係る分

国土交通省所管の重要水防箇所評定基準（案）に概ね同じ。

第2節 重要水防箇所

1 国土交通省青森河川国道事務所所管（藤崎出張所）に係る分

(1) 岩木川重要水防箇所別調書（弘前市関連部分抜粋）

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	平成19年度評価				対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩木川	36.6+202 36.8+53	三和 (左)	堤防高 131		88 88			積み土のう工	幡龍橋
	36.6+202 36.8+53	三和 (左)	堤防断面 132		88 —			シート張り工	幡龍橋
	37.0 37.4+13	三和 (左)	漏水 133	440 440				かま段工 月の輪工	幡龍橋
	38.2+13 38.2+37	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)136		24 24			積み土のう工	上岩木橋
	38.2+13 38.2+37	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 137		24 —			シート張り工	上岩木橋
	38.2+37 39.8+175	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)138	1,683 1,683				積み土のう工	上岩木橋
	38.2+37 39.8+175	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 139	1,683 —				シート張り工	上岩木橋
	39.8+175 39.8+179	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)140		4 4			積み土のう工	上岩木橋
	39.8+175 39.8+179	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 141		4 —			シート張り工	上岩木橋
	41.6+95 41.6+101	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)142		6 6			積み土のう工	上岩木橋
	41.6+95 41.6+101	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 143		6 —			シート張り工	上岩木橋
	41.6+101 41.8+83	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)144	151 151				積み土のう工	上岩木橋
	41.6+101 41.8+83	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 145	151 —				シート張り工	上岩木橋
	41.8+83 41.8+125	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)146		42 42			積み土のう工	上岩木橋

(注) 堤防上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成19年度評価				対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩木川	41.8+83 41.8+125	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 147		42 —			シート張り工	上岩木橋
	43.0+53 43.0+150	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)148		97 97			積み土のう工	上岩木橋
	43.0+53 43.0+150	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 149		97 —			シート張り工	上岩木橋
	43.0+150 43.2+160	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)150	200 200				積み土のう工	上岩木橋
	43.0+150 43.2+160	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 151	200 —				シート張り工	上岩木橋
	43.2+160 43.2+170	上中野～ 青女子(左)	堤防高 (無堤)152		10 10			積み土のう工	上岩木橋
	43.2+160 43.2+170	上中野～ 青女子(左)	堤防断面 153		10 —			シート張り工	上岩木橋
	45.0+81 45.0+98	大川 (左)	堤防高 (無堤)154		17 17			積み土のう工	上岩木橋
	45.0+81 45.0+98	大川 (左)	堤防断面 155		17 —			シート張り工	上岩木橋
	45.0+98 45.0+119	大川 (左)	堤防高 (無堤)156	21 21				積み土のう工	上岩木橋
	45.0+98 45.0+119	大川 (左)	堤防断面 157	21 —				シート張り工	上岩木橋
	45.0+119 45.2+3	大川 (左)	堤防高 (無堤)158		38 38			積み土のう工	上岩木橋
	45.0+119 45.2+3	大川 (左)	堤防断面 159		38 —			シート張り工	上岩木橋
	45.2+3 46.2+170	大川 (左)	堤防高 (無堤)160	1,333 1,333				積み土のう工	上岩木橋
	45.2+3 46.2+170	大川 (左)	堤防断面 161	1,333 —				シート張り工	上岩木橋
	46.2+170 46.2+174	大川 (左)	堤防高 (無堤)162		4 4			積み土のう工	上岩木橋

(注) 堤防上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成19年度評価				対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩木川	46.2+170 46.2+174	大川 (左)	堤防断面 163		4 —			シート張り工	上岩木橋
	46.2+182 46.2+196	三世寺 (左)	堤防高 (無堤) 164		14 14			積み土のう工	上岩木橋
	46.2+182 46.2+196	三世寺 (左)	堤防断面 165		14 —			シート張り工	上岩木橋
	46.4+176 46.6+90	三世寺 (左)	堤防高 166		145 145			積み土のう工	上岩木橋
	46.4+176 46.6+90	三世寺 (左)	堤防断面 167		145 —			シート張り工	上岩木橋
	49.0+10 49.2+140	船水 (左)	漏水 192	380 380				かま段工 月の輪工	上岩木橋
	52.2+59 52.6	浜の町 (左)	堤防高 (無堤) 193		376 376			積み土のう工	上岩木橋
	52.2+59 52.6	浜の町 (左)	堤防断面 194		376 —			シート張り工	上岩木橋
	50.6 51.0+110	向外瀬 (右)	漏水 195		600 600			かま段工 月の輪工	上岩木橋
	52.2+40		富士見橋 196				1		上岩木橋
	52.6 53.2+10	藤代 (左)	堤防高 (無堤) 197		669 669			積み土のう工	上岩木橋
	52.6 53.2+10	藤代 (左)	堤防断面 198		669 —			シート張り工	上岩木橋
	53.4+60		岩木橋 199				1		上岩木橋
	53.6 53.6+150	駒越 (右)	漏水 200	150 150				かま段工 月の輪工	上岩木橋
53.4+147 53.8+104	駒越 (左)	堤防高 (無堤) 201		374 374			積み土のう工	上岩木橋	

(注) 堤防上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成19年度評価				対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩木川	53.4+147 53.8+104	駒越 (左)	堤防断面 202		374 -			シート張り工	上岩木橋
	54.0+60 54.4+38	駒越 (左)	堤防高 (無堤) 203		400 400			積み土のう工	上岩木橋
	54.0+60 54.4+38	駒越 (左)	堤防断面 204		400 -			シート張り工	上岩木橋
	54.8+58 55.0	駒越 (左)	堤防高 (無堤) 205		135 135			積み土のう工	上岩木橋
	54.8+58 55.0	駒越 (左)	堤防断面 206		135 -			シート張り工	上岩木橋
	55.0+150 55.4+150	悪戸 (右)	漏水 207	400 400				かま段工 月の輪工	上岩木橋
	55.4+150 55.6+60	悪戸 (右)	漏水 208		100 100			かま段工 月の輪工	上岩木橋
	55.8+100 56.2+210	悪戸 (右)	漏水 209	550 550				かま段工 月の輪工	上岩木橋
	55.0 55.6+158	真土 (左)	堤防高 (無堤) 210		721 721			積み土のう工	上岩木橋
	55.0 55.6+158	真土 (左)	堤防断面 211		721 -			シート張り工	上岩木橋
	56.0+126 56.6+2	龍ノ口 (左)	堤防高 (無堤) 212		441 395			積み土のう工	上岩木橋
	56.0+126 56.6+2	龍ノ口 (左)	堤防断面 213		441 -			シート張り工	上岩木橋
	56.6+2 57.2	龍ノ口 (左)	堤防高 (無堤) 214	553 553				積み土のう工	上岩木橋
	56.6+2 57.2	龍ノ口 (左)	堤防断面 215	553 -				シート張り工	上岩木橋
56.0+60 56.0+172	龍ノ口 (左)	水衝・洗 掘 216	112 112				木流し工	上岩木橋	

(注) 堤防上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成19年度評価				対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
平 川	4.0 4.8+90	百田 (左)	漏水 226	870 870				かま段工 月の輪工	百田
	5.2 5.4+150	大久保 (左)	漏水 230		350 350			かま段工 月の輪工	百田
	5.6+100 5.6+300	撫牛子 (左)	漏水 231	200 200				かま段工 月の輪工	百田

(注) 堤防上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

(2) 岩木川水防要注意区間調書(弘前市関連部分抜粋)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成19年度評価			対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧河跡 (m)	陸 閘 (箇所)		
岩 木 川	41.8+140.9 42.6+196	上中野～青 女子(左)	1 新堤防		715			上岩木橋
	42.8+96 43.0+24.3	上中野～青 女子(左)	2 新堤防		131			上岩木橋

「国土交通省青森河川国道事務所管内重要水防箇所」：別添

裏面白紙（重要水防箇所図）

2 中南地域県民局地域整備部所管に係る分

河川名	重要水防箇所(m)								
	評定種別	堤防				場所			
		左岸		右岸		左岸		右岸	
		重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	上流点	下流点	上流点	下流点
岩木川	堤防高	5,100	9,100	5,100	9,100	78,000	56,700	78,000	56,700
	堤防断面	6,900	3,600	6,200	3,300	70,600	56,700	70,000	56,700
新和川	堤防断面			2,700				2,700	0
前菟川	堤防断面		500	500	500	0	500	0	
大峰川	堤防断面			5,300				6,800	1,500
多沢川	堤防断面	400		3,000	1,700	1,300	3,000	0	
鶏川	堤防高		1,700	1,700	1,700	0	1,700	0	
	堤防断面			1,700			1,700	0	
後長根川	堤防高	2,900		6,000		12,400	4,500	12,400	9,500
	堤防断面	2,900		2,900		12,400	9,500	12,400	9,500
平川	堤防高		9,600	9,600	24,900	15,300	24,900	15,300	
	堤防断面	400	2,900	900	3,300	17,300	2,300	20,600	14,500
腰巻川	堤防高	620		620		4,000	3,380	4,000	3,380
大和沢川	堤防高	1,700		1,700		2,000	300	2,000	300
	堤防断面	1,700		1,700		2,000	300	2,000	300

河川名	重要水防箇所(m)								
	堤防				場所				
	評定種別	左岸		右岸		左岸		右岸	
		重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	上流点	下流点	上流点	下流点
前川	堤防高		600		600	600	0	600	0
	堤防断面				1,400			2,000	600
相馬川	堤防断面			200				200	0
蔵助沢川	堤防高	300		300		300	0	300	0
	堤防断面	300		300		300	0	300	0
大秋川	堤防高	200		200		200	0	200	0
	堤防断面	200		200		200	0	200	0

「中南地域県民局管内重要水防箇所図」：別添

裏面白紙（重要水防箇所図）

第3節 水防活動

1 水防区と担当

弘前市の水防区及び担当する消防団を次のように定める。

水防区	担当地区	担当地区団	団員	集合場所	主要河川
清水水防区	清水地区	清水地区団	65	青柳小学校 小沢小学校	岩木川、土淵川、棚内川、清水川、寺沢川
和徳水防区	和徳地区	和徳地区団	90	城東小学校	岩木川、平川、浅瀬石川、加藤川
豊田水防区	豊田地区	豊田地区団	50	東中学校	平川、万助川、腰巻川、境関川
堀越水防区	堀越地区	堀越地区団	75	堀越小学校	平川、大和沢川、万助川、洞喰川
千年水防区	千年地区	千年地区団	135	千年小学校	大沢川、稲刈沢川
石川水防区	石川地区	石川地区団	75	石川小学校	前川、大沢川
藤代水防区	藤代地区	藤代地区団	135	三省小学校 致遠小学校	岩木川、後長根川
東目屋水防区	東目屋地区	東目屋地区団	65	東目屋小学校	岩木川、大秋川、蔵助沢川
船沢水防区	船沢地区	船沢地区団	140	船沢小学校	鶏川、大峰川、多沢川
高杉水防区	高杉地区	高杉地区団	102	高杉小学校	後長根川、前菴川、多沢川
裾野水防区	裾野地区	裾野地区団	115	自得小学校	旧大峰川、前菴川
新和水防区	新和地区	新和地区団	105	新和小学校	大峰川、後長根川
岩木南水防区	岩木南地区	岩木南地区団	95	岩木高校	岩木川
岩木東水防区	岩木東地区	岩木東地区団	105	岩木小学校	後長根川
岩木西水防区	岩木西地区	岩木西地区団	145	百沢小学校	後長根川、蔵助沢川
相馬水防区	相馬地区	相馬地区団	115	相馬中学校	岩木川、棚内川、相馬川、作沢川
市街地水防区	市街地地区	東西南北各地区団	250	各分団屯所	岩木川、土淵川、寺沢川、童子森川

2 水防巡視及び警戒

市長又は消防長は、水防法第9条の規定に基づき、消防団員により随時担当区域内の河川堤防を巡視させ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに所轄支部（中南地域県民局地域整備部）に報告する。

水防地区団長は担当水防区間の河川及び堤防の状況を計画的に巡視し、その実態を常に把握しておくとともに、危険箇所を発見したときは直に対策調整班に報告するものとする。

(1) 巡 視

一旦緩急の場合に備えて、水防地区団長は次の事項について担当水防区の巡視、点検をしておくものとする。

- ア 水門、樋管の点検
- イ 角落とし材の保管状況確認
- ウ 用水、頭首工の門扉の点検
- エ 溜池付近のポンプその他工作物の点検
- オ 堤防新設箇所の点検

(2) 警 戒

出動指令を発したときから、特に次の事項について警戒を厳にする。

- ア 裏法（堤防斜面の居住地側）の漏水又は飽水による亀裂等
- イ 表法（堤防斜面の川側）で水当たりの強い場所の亀裂等
- ウ 天端（堤防の上面）の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門（排水門、取水門）の両袖又は低部よりの漏水と扉の締まり具合
- ア 橋梁その他の構造物と堤防の取付部分の異常

3 水門操作

(1) 水門管理者（操作責任者を含む）又は消防長は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

(2) 水門管理者は、毎年増水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行うものとする。

(3) 岩木川水系の警戒通報は、目屋ダム管理事務所から無線で岩木川統合頭首工操作室及び岩木川地区土地改良区連合に通知され、ここから各土地改良区に対し電話連絡で水門の開閉が指示される。

(4) 市街地を貫流する岩木川右岸用水路の門扉の開閉については、弘前市和徳土地改良区より指示される。

(5) 河川等の水門の位置及び操作責任者は、次のとおりである。

ア 用水路として利用されている河川等の水門

関係改良区	位 置	責 任 者		
		氏 名	住 所	電 話
岩木川地区土地改良区連合 岩木川統合頭首工 右岸幹線制水門 水源地制水門 西堀第6分水門 西津軽土地改良区 菴中放水門	弘前市大字如來瀬 " 弘前市大字徳の1町 弘前市大字徳近町 弘前市大字龍氷守横船	(総括は企画課保管の計画による。)		

中崎放水門	弘前市大字中崎字川原田
種市放水門	弘前市大字種市字高瀬
川村放水門	弘前市大字三和字上池神
弘前市和徳土地改良区	
撫牛子堰水門	弘前市大字北嶺町
撫牛子堰排水門	弘前市大字東和徳町
大久保堰水門	弘前市大字紺屋町
吉川堰水利組合	
吉川堰頭首工	弘前市大字番館字川嶋
吉井酒造岩木川発電所	弘前市大字紙漣沢
杭止堰土地改良区	
杭止堰頭首工	弘前市大字如来瀬
蒔苗共同施工	
島田笹元頭首工	弘前市大字蒔苗字樋田
笹元共同施工	
島田笹元頭首工	弘前市大字蒔苗字樋田
六千石水利組合	
六千石水門	弘前市大字独狐字笹元
沢田粕和田堰水利組合	
沢田粕和田堰頭首工	弘前市大字町田字松本
後長根川第三統合堰首工	弘前市大字五代字早稲田
後長根川第四統合堰首工	弘前市大字宮地字宮本
津軽平川土地改良区	
平川第2頭首工	弘前市大字石川字川原田
大和沢頭首工	弘前市大字大和沢
石川土地改良区	
大堰頭首工	弘前市大字石川字大仏下
釜菴堰水利組合	
釜菴堰頭首工	弘前市大字一野渡字野尻
富田堰水利組合	
富田堰頭首工	弘前市大字藍内字関ヶ平
立石堰水利組合	
立石堰頭首工	弘前市大字藍内字富田
松ノ木堰水利組合	
松ノ木堰頭首工	弘前市大字相馬字向山
又兵衛堰水利組合	
又兵衛堰頭首工	弘前市大字相馬字松ノ木
園村堰水利組合	
園村堰頭首工	弘前市大字沢田字園村
山田堰水利組合	
山田堰頭首工	弘前市大字相馬字山田
大助堰水利組合	
大助堰頭首工	弘前市大字大助字滝ノ口
西牡丹堰水利組合	
西牡丹堰頭首工	弘前市大字相馬字山田
上堰水利組合	
上堰頭首工	弘前市大字大助字野田
下堰水利組合	
下堰頭首工	弘前市大字藤沢字野田
才次郎堰水利組合	
才次郎堰頭首工	弘前市大字藤沢字野田
勘助堰水利組合	
勘助堰頭首工	弘前市大字水木在家字桜井
湯口大堰水利組合	
湯口大堰頭首工	弘前市大字湯口字二ノ細川
細川堰水利組合	
細川堰頭首工	弘前市大字湯口字一ノ細川
土頭堰水利組合	
土頭堰頭首工	弘前市大字宿野

イ 中南地域県民局地域整備部所管の水門等

番号	河川名	樋 門 等 の 位 置	管理業務員	電 話
1	前 菹 川	鬼沢	土口橋上流 110m 左岸	(細部は企画課保管の計画による。)
2	"	鬼沢	土口橋下流 157m 右岸	
3	"	鬼沢	土口橋下流 157m 左岸	
82	"	鬼沢	新橋ノ木橋上流 20m 左岸	
83	"	鬼沢	鶴見橋下流 521m 右岸	
84	"	鬼沢	鶴見橋上流 50m 右岸	
85	"	鬼沢	鶴見橋上流 71m 左岸	
98	"	鬼沢	鶴見橋上流 200m 左岸	
4	旧大蜂川	榑木	泉橋下流 366m 左岸	
5	"	榑木	泉橋上流 16m 左岸	
6	"	小友	小友橋上流 79m 左岸	
7	"	小友	小友橋上流 121m 右岸	
8	"	小友	二千刈橋上流 263m 右岸	
9	"	種子	泉橋下流 233m 右岸	
86	"	女子	大蜂橋上流 450m 右岸	
96	"	女子	大蜂橋下流 116m 左岸	
97	"	女子	島原橋下流 12m 左岸	
10	大 蜂 川	放	放橋下流 5m 左岸	
11	"	高杉	放橋上流 53m 右岸	
12	"	高杉	四ッ谷橋下流 179m 左岸	
13	"	高杉	四ッ谷橋下流 29m 右岸	
14	"	高杉	四ッ谷橋上流 90m 左岸	
15	"	高杉	高杉橋上流 20m 左岸	
99	後長根川	町田	大橋下流 600m 右岸	
100	"	町田	大橋上流 105m 左岸	
106	"	苗	樋田橋下流 50m 左岸	
107	"	横	樋田橋上流 50m 右岸	
108	"	横	野崎橋上流 20m 右岸	
109	"	横	野崎橋上流 20m 左岸	
110	"	八幡	八幡橋上流 30m 右岸	
111	"	八幡	八幡橋上流 30m 左岸	
112	"	八幡	幸仙橋下流 20m 左岸	
114	"	中崎	月夜見橋下流 200m 右岸	
115	"	中崎	月夜見橋上流 200m 右岸	
19	平 川	境関	境橋上流 25m 左岸	
79	"	境関	境橋上流 100m 左岸	
88	"	境関	境橋下流 550m 左岸	
89	"	境関	境橋下流 350m 左岸	
21	"	福村	弘南大橋下流 500m 左岸	
80	"	福村	弘南大橋上流 96m 左岸	
81	"	福村	弘南大橋上流 505m 左岸	
87	"	牛子	豊平橋上流 900m 左岸	
102	"	関	境橋上流 150m 右岸	
103	"	関	境橋上流 500m 右岸	
104	"	新里	弘南大橋上流 900m 左岸	
50	土 淵 川	山王町	長安橋下流 50m 左岸	
51	"	山王町	長安橋上流 50m 左岸	
54	"	土手町	徒橋上流 75m 左岸	
55	"	土手町	徒橋上流 97m 左岸	
56	"	土手町	徒橋上流 128m 左岸	
57	"	土手町	徒橋上流 153m 左岸	
58	"	土手町	徒橋上流 185m 左岸	
59	"	土手町	徒橋上流 199m 左岸	
60	"	北川端町	蓬萊橋 52m 上流 左岸	
61	"	桜林町	津軽橋下流 121m 右岸	
62	"	桜林町	津軽橋下流 60m 右岸	
63	"	堅田	堅田1号橋上流 68m 左岸	
64	"	牛子	国道7号土淵川橋下流 30m 右岸	
65	"	久保	大久保橋上流 38m 左岸	
66	寺 沢 川	茂森新町	下寺沢橋上流 25m 左岸	
67	"	茂森新町	寺沢橋下流 12m 左岸	
95	大和沢川	川合	川合橋下流 110m 右岸	
90	加 藤 川	岩賀	岩賀橋下流 652m 左岸	
91	"	岩賀	岩賀橋下流 465m 左岸	
94	"	津賀野	岩賀橋下流 155m 左岸	
92	"	岩賀	岩賀橋下流 1081m 右岸	
93	"	岩賀	岩賀橋下流 355m 右岸	
101	"	清野袋	津賀野橋上流 120m 左岸	

ウ 市が管理している水門

河川名等	位置	関係課	備考
土淵川	弘高下駅北側 15m	下水道施設課	弘高下ゲート
〃	宮川橋下流右岸 170m	〃	野田ゲート
平川	平川橋下流左岸 1550m (弘前下水処理場の北側)	〃	弘前市公共下水道排水樋管 (汚水処理専用)
棚内川	青柳橋上流左岸 20m	〃	湯口浄化センター放流ゲート (汚水処理専用)
都市下水路	五代字早稲田 360-8 地先	〃	賀田都市下水路ゲート (冬期間・取水期は閉鎖)
釜菴川	アップルロード狼森交差点	道路維持課	
〃	最上橋付近 (大和沢川左岸)	〃	
〃	原ヶ平 2丁目 6-10 地先	〃	
〃	県道石川土手町線樹形交番交差点	〃	
大久保堰	神田 2丁目 4-5 地先	〃	(取水期のみ開)
二階堰	蔵主町 8、9 地先	〃	(冬期間のみ開)
〃	笹森橋付近	〃	(冬期間のみ開)
〃	山王町 15-11 地先	〃	(冬期間閉鎖)
〃	南城西 2丁目 1-12 地先	〃	(冬期間のみ開)

4 決壊の通報等

- (1) 水防法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちに所轄水防支部及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体に通報する。
- (2) 水防法第 26 条の規定により、水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

5 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常の起る時期は満水時間にもよるが、大体水位の最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等の通常減水に生じる場合が多い(水位が最大洪水時の 3/4 位に減水したときが最も危険)ため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒

を解かないようにする。

(2) 工 法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし、当初施行の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、極力被害防止に努める。

(3) 水防上心得

ア 命令無くして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。

イ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」などの想像による言動をしてはならない。

ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確慎重に期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

6 応 援

(1) 警察官の援助の要求 (水防法第22条)

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(2) 隣接水防管理団体の応援 (水防法第23条)

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある場合は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(3) 居住者等の水防義務 (水防法第24条)

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(4) 自衛隊の応援 (自衛隊法第83条)

水防管理者は、洪水に際し、その被害が甚大であると予測され、地元関係水防団体のみでは被害を防止し得ず公共の安全保持が期し難く、緊急に自衛隊の応援を要すると認められる場合には、県知事を経て自衛隊に対して出動の要請をするものとする。

7 費用負担と公用負担

(1) 費用負担 (水防法第41条)

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(2) 公用負担 (水防法第28条)

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を使用し、土石その他の資材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

水防管理団体は、前項の規定により損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(3) 公用負担権限証明書

水防法第28条第1項の規定により権限を行使する場合、公用負担を命ずる権限を使用する水防管理者、水防団長又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にとっては次の権限証明書を携帯し、必要のある場合にはこの権限証明書を提示するものとする。

(表)

(裏)

第 号
公用負担権限証明書
所属 氏名
上記の者に対し〇◇△区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
弘前市長 印

水防法（抜粋）
第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(4) 公用負担命令票

水防法第28条第1項の規定によって公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次の命令票を目的物の所有者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号
公用負担命令票
1 目的物 <u>種類</u> <u>数量</u>
2 負担の内容 使用 収用 処分
平成 年 月 日
殿
弘前市長 事務取扱者 印